

I P 通信網サービス契約約款（O C N） 共通編【現改比較表】 2023年8月24日現在

～2023年8月31日

2023年9月1日～

目次（略）

第1条～第14条（略）

（当社が行う I P 通信網契約の解除）

第15条（略）

2（略）

3 前2項に規定するほか、I P 通信網契約者に提供した I P 通信網サービスについて、警察職員等の捜査機関より犯罪に利用されたものとして解除等の措置要請を受け、かつ、当社が当該犯罪の抑止に必要と判断した場合、当社は、その I P 通信網契約を解除することがあります。

4～5（略）

第16条～第25条（略）

（利用停止）

第26条（略）

2 当社は、捜査機関から特殊詐欺等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高いものとして、当該犯罪を防止するために利用停止の措置要請を受けた場合、当社は当該要請に基づき捜査機関が定める期間、その I P 通信網サービスの一部又は全部の利用を停止することがあります。この場合において、当社は捜査機関に対し当該 I P 通信網契約者に係る氏名、住所等を通知することがあります。

目次（略）

第1条～第14条（略）

（当社が行う I P 通信網契約の解除）

第15条（略）

2（略）

3 前2項に規定するほか、I P 通信網契約者に提供した I P 通信網サービスについて、警察職員等の捜査機関より犯罪に利用されたもの 又は特殊詐欺等の犯罪に利用されるおそれの高いものとして解除等の措置要請を受け、かつ、当社が当該犯罪の抑止に必要と判断した場合、当社は、その I P 通信網契約を解除することがあります。

4～5（略）

第16条～第25条（略）

（利用停止）

第26条（略）

2 当社は、捜査機関から特殊詐欺等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高いものとして、当該犯罪を防止するために利用停止の措置要請を受けた場合、当社は当該要請に基づき捜査機関が定める期間、その I P 通信網サービスの一部又は全部の利用を停止することがあります。この場合において、当社は捜査機関に対し当該 I P 通信網契約者に係る氏名、住所等を通知することがあります。

～2023年8月31日	2023年9月1日～
<p>なお、当社は、本項に基づく別冊に定める付加機能（番号追加機能に限ります。）に係る利用の停止を解除するとき、利用の停止前とは異なる I P 電話番号 を I P 通信網契約者に付与することがあります。</p> <p>3～6（略）</p> <p>第27条～第60条（略）</p> <p>別記（略）</p>	<p>なお、当社は、本項に基づく別冊に定める付加機能（番号追加機能に限ります。）に係る利用の停止を解除するとき、利用の停止前とは異なる 電気通信番号 を I P 通信網契約者に付与することがあります。</p> <p>3～6（略）</p> <p>第27条～第60条（略）</p> <p>別記（略）</p> <p>附則（令和5年8月9日 O C N第001945号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、令和5年9月1日から実施します。</p>